

官報

号外 昭和三十四年三月四日

第三十二回 参議院會議録第十四号

昭和三十四年三月四日(水曜日)午前十一時二十五分開議

議事日程 第十四号

昭和三十四年三月四日

午前十時開議

第一 消防法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第三 開拓融資保証法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第四 森林開発公団法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第五 企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第六 株式会社再評価積立金の資本組入に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第七 昭和三十三年産米穀についての所得税の特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第八 酒税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第九 在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一〇 社会福祉事業法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第一一 中小型船舶造船業合理化臨時措置法案(内閣提出)

第一二 工場立地の調査等に関する法律案(内閣提出)

○議長(松野鶴平君) 諸般の報告は、朗読を省略いたします。

去る二月二十五日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員 木内 四郎君
大和 与一君
西田 信一君
江藤 智君
斎藤 昇君
増原 恵吉君
林田 正治君
森田 義衛君
吉田 法晴君
小幡 治和君

農林水産委員 小幡 治和君

商工委員 仲原 善一君
藤原 道子君
野村吉三郎君
伊能繁次郎君
小柳 勇君
阿具根 登君

運輸委員 同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員 増原 恵吉君
吉田 法晴君
伊能繁次郎君
野村吉三郎君
林田 正治君
木内 四郎君
斎藤 昇君
西田 信一君
小柳 勇君
仲原 善一君
小幡 治和君
阿具根 登君
江藤 智君
森田 義衛君
大和 与一君
藤原 道子君

法務委員 同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

外務委員 伊能繁次郎君
大蔵委員 野村吉三郎君
林田 正治君
木内 四郎君
斎藤 昇君
西田 信一君
小柳 勇君
仲原 善一君
小幡 治和君
阿具根 登君
江藤 智君
森田 義衛君
大和 与一君
藤原 道子君

社会労働委員 同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

農林水産委員 小幡 治和君
商工委員 伊能繁次郎君
運輸委員 野村吉三郎君
内閣委員 林田 正治君
木内 四郎君
斎藤 昇君
西田 信一君
小柳 勇君
仲原 善一君
小幡 治和君
阿具根 登君
江藤 智君
森田 義衛君
大和 与一君
藤原 道子君

通信委員 同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日各委員会において当選した理事は左の通りである。

商工委員会

理事 小幡 治和君(小幡治和君の補欠)
予算委員会 理事 西田 信一君(柴田栄君の補欠)

同日内閣から左の議案を提出した。よって議長は即日これを外務委員会に付託した。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とパキスタンとの間の条約の締結について承認を求めるの件

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを委員会に付託した。

塩業整備臨時措置法案
大蔵委員会に付託

日本てん菜振興会法案
臨時てん菜精製業者納付金法案
農林水産委員会に付託

同日承認することを議決した左の内閣提出案は、即日これを衆議院に送付した。

通商に関する日本国とハイティ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

同日可決した左の内閣提出案は、即日これを衆議院に送付した。

地方自治法の一部を改正する法律案

港域法の一部を改正する法律案

首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律案

同日本院は、左の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

未帰還者に関する特別措置法案
同日左の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

未帰還者に関する特別措置法案
同日本院は、飼料供給安定審議会委員堀本宜實君の辞任による補欠として、関根久蔵君を指名した旨を内閣に通知した。

同日本院は、土地調整委員会委員に山崎丹照君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

去る二月二十六日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員 大谷藤之助君
法務委員 石坂 豊一君
大蔵委員 林田 正治君
青木 一男君
川村 松助君
松野 幸一君
小山邦太郎君
小柳 勇君
光村 基助君
大和 与一君
神原 亨君
藤原 道子君
紅澤 みつ君
草葉 隆國君

社会労働委員 同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

運輸委員 同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

通信委員 同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

建設委員 同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員 法務委員 大蔵委員 同 文教委員 社会労働委員 同 同 同 運輸委員 通信委員 同 建設委員 同 同日各委員会において当選した理事は左の通りである。	林田 正治君 神原 亨君 大谷藤之助君 川村 松助君 青木 一男君 紅露 みつ君 草葉 隆圓君 大和 与二君 藤原 道子君 小柳 勇君 石坂 豊一君 光村 基助君 松野 孝一君 小山邦太郎君	法務省設置法の一部を改正する法律案 文部省設置法の一部を改正する法律案 運輸省設置法の一部を改正する法律案 農林省設置法の一部を改正する法律案 郵政省設置法の一部を改正する法律案 内閣委員会に付託 奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案 公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案 地方行政委員会に付託 盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律の一部を改正する法律案 文教委員会に付託 最低賃金法案 社会労働委員会に付託 開拓融資保証法の一部を改正する法律案 森林開発公団法の一部を改正する法律案 農林水産委員会に付託 同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを委員会に付託した。	厚生保険特別会計法等の一部を改正する法律案 国税徴収法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案 大蔵委員会に付託 船員保険法等の一部を改正する法律案 社会労働委員会に付託 酪農振興法の一部を改正する法律案 農林水産委員会に付託 同日議長は、内閣から予備審査のため送付された左の議案を内閣委員会に付託した。 国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案 国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律案 同日委員長から左の報告書を提出した。 消防法の一部を改正する法律案可決報告書 農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案可決報告書 同日衆議院から、本院の送付した左の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。 市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案 下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案 同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。 市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案 下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案	去る二月二十七日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。 法務委員 大蔵委員 同 同 文教委員 同 同 社会労働委員 運輸委員 決算委員 同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。 法務委員 大蔵委員 同 同 文教委員 同 同 社会労働委員 運輸委員 決算委員 同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。 小林 英三君 左藤 義隆君 青木 一男君 近藤 鶴代君 杉山 昌作君 川村 松助君 梶原 茂嘉君 伊能繁次郎君 松野 鶴平君 前田 久吉君 森田 豊壽君 同日衆議院から左の議案を提出した。よって議長は即日これを地方行政委員会に付託した。 警察官に協力援助した者の災害給付に関する法律の一部を改正する法律案 同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを委員会に付託した。	国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律の一部を改正する法律案 地方行政委員会に付託 在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案 外務委員会に付託 特別被害復旧特別会計法を廃止する法律案 昭和二十八年度から昭和三十三年までの各年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律案 漁船再保険特別会計における給与保険の再保険事業について生じた損失をうめるための一般会計からする繰入金に関する法律案 特定多目的ダム建設工事特別会計法の一部を改正する法律案 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案 国有財産法第十三条第二項の規定に基き、国会の議決を求めるの件 大蔵委員会に付託 農業災害補償法の一部を改正する法律案 農林水産委員会に付託 石油資源開発株式会社法の一部を改正する法律案 繊維工業設備臨時措置法の一部を改正する法律案
---	--	--	---	--	---

特定物資輸入臨時措置法の一部を改正する法律案

プラント類輸出促進臨時措置法案

商工委員会に付託

日本国有鉄道法の一部を改正する法律案

運輸委員会に付託

郵便貯金の旧預金者等に対し旧預金部資金所屬の運用資産の増加額の一部を交付するための大蔵省預金部等損失特別処理法第四條の臨時特例等に関する法律案

通信委員会に付託

同日委員長から左の報告書を提出した。

開拓融資保証法の一部を改正する法律案可決報告書

森林開闢公団法の一部を改正する法律案可決報告書

企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法の一部を改正する法律案可決報告書

株式会社再評価積立金の資本組入に関する法律の一部を改正する法律案可決報告書

去る二月二十五日委員長から提出した左の公聴会開会承認要求に対し議長は、去る同月二十七日これを承認した。

公聴会開会承認要求書

一、議案の名称

昭和三十四年度一般会計予算(予)

昭和三十四年度特別会計予算(予)

(予)

一、公聴会の問題

昭和三十四年度歳入予算について

一、公聴会の月日

昭和三十四年三月十日及び十一日

右本委員会の決議を経て、参議院規則第六十二條により要求する。

昭和三十四年二月二十五日

予算委員長 木暮武太夫

参議院議長松野鶴平殿

去る二月二十七日衆議院から、本院の送付した左の内閣提出案は、同院においてこれを承認することを議決した旨の通知書を受領した。

通商に関する日本国とハイチ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

同日衆議院議長から、国会において承認することを議決した左の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

通商に関する日本国とハイチ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

同日議長は内閣総理大臣宛、左の者を第三十一回国会政府委員に任命することを承認した旨回答した。

法務省訟務局長 濱本 一夫君

同日内閣総理大臣から議長宛、法務省訟務局長濱本一夫君(前掲の議長承認のとおり)を第三十一回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

去る二月二十八日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

大蔵委員

近藤 鶴代君

同 文教委員

杉山 昌作君

伊能繁次郎君

同 国会法第四十二條第二項の規定による辞任

梶原 茂嘉君

同 社会労働委員

松野 鶴平君

前田 久吉君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

大蔵委員

梶原 茂嘉君

同 文教委員

前田 久吉君

同日議長は即日これを委員会に付託した。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とノールウェーとの間の条約の締結について承認を求めるの件

外務委員会に付託

同日議長は即日これを委員会に付託した。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とノールウェーとの間の条約の締結について承認を求めるの件

外務委員会に付託

同日議長は即日これを委員会に付託した。

一昨二日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員

林田 正治君

同 江田 三郎君

同 横川 正市君

同 大谷藤之助君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

大谷藤之助君

同日議長は即日これを委員会に付託した。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とノールウェーとの間の条約の締結について承認を求めるの件

外務委員会に付託

同日議長は即日これを委員会に付託した。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とノールウェーとの間の条約の締結について承認を求めるの件

外務委員会に付託

同日議長は即日これを委員会に付託した。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とノールウェーとの間の条約の締結について承認を求めるの件

外務委員会に付託

同日議長は即日これを委員会に付託した。

同日議長は即日これを委員会に付託した。

同日郵政大臣から、内閣を経由して放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)第三十八條第二項の規定に基づく日本放送協会昭和三十三年度業務報告書及びこれに対する同大臣の意見書を受領した。

去る一日科学技術庁調査普及局長三輪大作君は、退官したので政府委員は自然消滅となった。

一昨二日議長は内閣総理大臣宛、左の者を第三十一回国会政府委員に任命することを承認した旨回答した。

科学技術庁調査普及局長 久田 太郎君

同日議長は即日これを委員会に付託した。

法務委員

左藤 義詮君

同 青柳 秀夫君

同日議長は即日これを委員会に付託した。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とノールウェーとの間の条約の締結について承認を求めるの件

外務委員会に付託

同日議長は即日これを委員会に付託した。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とノールウェーとの間の条約の締結について承認を求めるの件

外務委員会に付託

同日議長は即日これを委員会に付託した。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とノールウェーとの間の条約の締結について承認を求めるの件

外務委員会に付託

同日議長は即日これを委員会に付託した。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とノールウェーとの間の条約の締結について承認を求めるの件

外務委員会に付託

昭和三十四年三月四日 参議院會議録第十四号 會議 矢嶋君の緊急質問に關する國務大臣の答弁 消防法の一部を改正する法律案

同 林田 正治君

予算委員 青木 一男君

同日衆議院から左の議案を提出した。

皇太子明仁親王の結婚の儀の行われる日を休日とする法律案

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

科学技術庁設置法の一部を改正する法律案

内閣委員会に付託

就学困難な児童及び生徒のための教科用図書等の給与に対する国の補助に關する法律の一部を改正する法律案

文教委員会に付託

簡易生命保険法の一部を改正する法律案

通信委員会に付託

昭和三十四年度一般会計予算

昭和三十四年度特別会計予算

昭和三十四年度政府関係機関予算

同日委員長から左の報告書を提出した。

在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案可決報告書

社会福祉事業法の一部を改正する法律案可決報告書

中小型鋼船造船業合理化臨時措置法案可決報告書

昭和三十三年産米穀についての所得税の臨時特例に關する法律案可決報告書

酒税法の一部を改正する法律案可決報告書

工場立地の調査等に關する法律案可決報告書

同日衆議院から、本院の送付した左の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

地方自治法の一部を改正する法律案

同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

地方自治法の一部を改正する法律案

同日内閣から、地方交付税法第七条の規定に基き昭和三十四年度地方団体の歳入歳出総額の見込額書を受領した。

同日内閣総理大臣から議長宛、科学技術庁調査普及局長久田太郎君(一昨二日議長承認のとおり)を第三十一回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

議長(松野鶴平君) これより本日の會議を開きます。

内閣総理大臣から発言を求められました。この際、発言を許します。岸内閣総理大臣。

〔國務大臣岸信介君登壇、拍手〕

○國務大臣(岸信介君) 去る二月二十五日の当本會議における私の留保答弁に際しましては、私の不注意のため、答弁漏れその他疎漏の点のありましたことについて、ここに遺憾の意を表します。今後十分注意いたしたいと存じます。

この際、答弁漏れの点についてお答えをいたします。

第一は、ドレーパー氏と會談したとき、ドレーパー氏は、日本側にいかなる意見を述べたかという御質問でございまして、ドレーパー委員長からは、「今回自分が大統領の特命によつて特に調査を命ぜられた事項は、アメリカと軍事並びに經濟援助に關係ある諸國に對する過去八年間の軍事援助並びに經濟援助の実情の調査と、その結果に基き軍事援助並びに經濟援助の今後の対策をどうすべきかという点にあるのであるから、これらの点について忌憚のない意見を伺いたい」ということでありました。

第二は、いわゆる植村構想の提示があつたのではないかと、また植村構想に對する所見はどうかということでありまして、植村氏がドレーパー氏と會ひ、防衛産業のあり方等について、いろいろと意見を述べたというところは承知いたしております。わが國に對する米國の軍事援助は、今後次第に無償援助から有償援助へと切りかえられるものと予想されますが、この場合、有償援助についてはできるだけ円貨払いとし、これを國內に積み立てて域外調達に充てるといふ、植村氏の構想そのものにつきましても、國內産業育成の上から好ましいと考へますので、その趣旨には賛成であります。しかしながら、無償援助が急激に削減されることは、防衛關係費の膨張をもたらしことになりま

で、今直ちにこれに賛成いたしかねます。しかしながら、將來の問題としては、米國の對外援助の推移とにらみ合せて慎重に研究をいたして参りたいと存じます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 日程第一、消防法の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。

まず委員長の報告を求めます。地方行政委員長館哲二君。

審査報告書

消防法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十四年二月二十六日

地方行政 館 哲二

委員長

参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員會の決定の理由

本法律案は、危険物の取扱ひに伴う火災の防止の徹底を期するため、危険物の貯蔵、取扱ひは政令で定める基準にもとづいて規制するとともに、危険物製造所、貯蔵所等の設置の許可、当該建造物の維持及び危険物取扱主任者、映写技術者の資格に關する規定等の整備を図ることを主たる内容とするものであつて、概ね妥当なものと認めた。

なお、別紙のような附帯決議を行つた。

二、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、電氣による火災の増加とこの災害の発生が國民生活に与える影響の重大性に鑑み、電氣工事をする者の資格試験の実施、不良電氣器具の排除等電氣火災の防止のための措置に遺憾なきを期すべきである。

右決議する。

消防法の一部を改正する法律案

右

國會に提出する。

昭和三十四年二月十一日

内閣総理大臣 岸 信介

消防法の一部を改正する法律案

消防法の一部を改正する法律案

消防法(昭和二十三年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第十条第三項を次のように改め、同条第四項中「制限について必要な事項は、市町村条例」を「技術上の基準は、政令」に改める。

製造所、貯蔵所又は取扱所においてする危険物の貯蔵又は取扱は、政令で定める技術上の基準に

従つてこれをしなければならぬ。

第十一条を次のように改める。

第十一条 製造所、貯蔵所又は取扱所を設置しようとする者は、政令で定めるところにより、製造所、貯蔵所又は取扱所ごとに、消防本部及び消防署を置く市町村の区域にあつては当該市町村長、消防本部及び消防署を置かない市町村の区域にあつては当該区域を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造又は設備を変更しようとする者も、同様とする。

前項の市町村長又は都道府県知事(以下この章において「市町村長等」といふ)は、同項の規定による許可の申請があつた場合において、その製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造及び設備が前条第四項の技術上の基準に適合するものであるときは、許可を与えなければならない。

第一項の規定による許可を受けたる者は、製造所、貯蔵所若しくは取扱所を設置したとき又は製造所、貯蔵所若しくは取扱所の位置、構造若しくは設備を変更したときは、当該製造所、貯蔵所又は取扱所につき市町村長等が行う完成検査を受け、これらが前条第四

項の技術上の基準に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはならない。

製造所、貯蔵所又は取扱所の譲渡又は引渡があつたときは、譲受人又は引渡を受けた者は、第一項の規定による許可を受けた者の地位を承継する。この場合において、同項の規定による許可を受けた者の地位を承継した者は、遅滞なくその旨を市町村長等に届け出なければならない。

第十二条を次のように改める。

第十二条 製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者は、製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造及び設備が第十条第四項の技術上の基準に適合するよう維持しなければならない。

市町村長等は、製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造及び設備が第十条第四項の技術上の基準に適合していないと認めるときは、製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者に権限を有する者に対し、技術上の基準に適合するように、これらを修理し、改造し、又は移転すべきことを命ずることができる。

第十二条の次に次の二条を加える。

第十二条の二 市町村長等は、製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、

管理者又は占有者が左の各号の一に該当するときは、当該製造所、貯蔵所又は取扱所について、期間を定めてその使用の停止を命ずることができる。

一 第十一条第一項の規定による許可を受けずに、製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造又は設備を変更したとき。

二 第十一条第三項に規定する完成検査を受けずに、製造所、貯蔵所又は取扱所を使用したとき。

三 第十二条第二項の規定による命令に違反したとき。

四 第十三条第一項の規定に違反したとき。

第十二条の三 製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者は、当該製造所、貯蔵所又は取扱所の用途を廃止したときは、遅滞なくその旨を市町村長等に届け出なければならない。

第十三条第一項及び第二項を次のように改め、同条第三項中「取扱主任者」を「危険物取扱主任者」に改める。

製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者は、危険物取扱主任者の免状の交付を受けている者のうちから、危険物取扱主任者を定め、危険物の取扱作業に

関して保安の監督をさせなければならない。

製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者は、前項の規定により危険物取扱主任者を定めたときは、遅滞なくその旨を市町村長等に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

第十三条の次に次の三条を加える。

第十三条の二 危険物取扱主任者免状の種類は、甲種危険物取扱主任者免状及び乙種危険物取扱主任者免状とする。

危険物取扱主任者免状の交付を受けている者がその取扱作業に關して保安の監督をすることができ

る危険物の種類は、前項に規定する危険物取扱主任者免状の種類に応じ、命令で定める。

危険物取扱主任者免状は、都道府県知事の行方危険物取扱主任者試験(以下「危険物取扱主任者試験」といふ)に合格した者に対し、都道府県知事が交付する。

都道府県知事は、左の各号の一に該当する者に対しては、危険物取扱主任者免状の交付を行わないことができる。

一 次項の規定により危険物取扱主任者免状の返納を命ぜられ、その日から起算して一年を経過しない者

二 この法律又はこの法律に基く命令の規定に違反して罰金以上

の刑に処せられた者で、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しないもの

都道府県知事は、危険物取扱主任者免状の交付を受けている者がこの法律又はこの法律に基く命令の規定に違反しているときは、その危険物取扱主任者免状の返納を命ずることができる。

前五項に規定するものの外、危険物取扱主任者免状の書換、再交付その他危険物取扱主任者免状に關し必要な事項は、政令で定める。

第十三条の三 危険物取扱主任者試験は、危険物の取扱作業の保安に關して必要な知識及び技能について行ふ。

危険物取扱主任者試験の種類は、甲種危険物取扱主任者試験及び乙種危険物取扱主任者試験とする。

左の各号の一に該当する者は、甲種危険物取扱主任者試験を受けることができる。

一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学若しくは短期大学において化学に關する学科若しくは課程を修めて卒業した者又はこれと同等以上の学力を有すると都道府県知事が認定した者で、六月以上危険物取扱の実務経験を有するもの

二 乙種危険物取扱主任者免状の交付を受けた後二年以上危険物取扱の実務経験を有する者

六月以上危険物取扱の実務経験を有する者は、乙種危険物取扱主任者試験を受けることができる。

前四項に規定するものの外、危険物取扱主任者試験の試験科目、受験手続その他試験の実施細目は、命令で定める。

第十四条第一項中「市町村条例で定める資格を有する映写技術者でない者」と「映写技術者免状の交付を受けていない者」に改め、同条第二項中「市町村条例で定める資格を有する所属の」と「映写技術者免状の交付を受けている者のうちから、」に、「所轄消防長又は消防署長を「市町村長等」に改め、同条同項に後段として次のように加える。

これを解任したときも、同様とする。

第十四条第二項の次に次の二項を加える。

第一項に規定する映写技術者免状は、都道府県知事が行い映写技術者試験に合格した者に対し、都道府県知事が交付する。

第十三条の二第四項から第六項まで並びに第十三条の三第一項及び第五項の規定は、映写技術者免状及び映写技術者試験について準用する。

第十五条第一項中「映写室は、市町村条例で定める」と「政令で定める映写室は、政令で定める技術上の基準に従い、」に改め、同条第二項中「映写室を設置し、又は廃止した者及び及び、市町村条例の定めるところにより」を削り、同条第一項の次に次の一項を加える。

前項の映写室を設置し、又は廃止した者は、その旨を市町村長等に届け出なければならない。

第十六条を次のように改める。

第十六条 危険物の運搬は、その容器、積載方法及び運搬方法について政令で定める技術上の基準に従つてこれをしなければならない。

第十六条の次に次の五項を加える。

第十六条の二 第十三条の三第一項（第十四条第四項において準用する場合を含む。）に規定する危険物取扱主任者試験及び映写技術者試験の実施に関する事務を行わせるため、都道府県知事の監督に属する危険物取扱主任者等試験委員を置く。

前項の危険物取扱主任者等試験委員の組織、任期その他危険物取扱主任者等試験委員に關し必要な事項は、都道府県知事の条例で定める。

第十六条の三 製造所、貯蔵所若しくは取扱所の設置若しくは変更の

許可、製造所、貯蔵所若しくは取扱所の完成検査、危険物取扱主任者若しくは映写技術者の試験又は危険物取扱主任者免状若しくは映写技術者免状の交付、書換若しくは再交付を受けようとする者は、政令で定めるところにより、手数料を納めなければならない。

第十六条の四 市町村長等は、危険物の貯蔵又は取扱に伴う火災の防止のため必要があると認めるときは、製造所、貯蔵所若しくは取扱所の所有者、管理者若しくは占有者に対して資料の提出を命じ、又は当該消防事務に従事する職員に、製造所、貯蔵所若しくは取扱所に立ち入り、これらの場所の位置、構造若しくは設備及び危険物の貯蔵若しくは取扱が技術上の基準に適合しているかどうかを検査させ、関係者に質問させ、若しくは試験のため必要な最少限度の数量に限り危険物を収去させることができる。

第四条第四項から第六項までの規定は、前項の場合にこれを準用する。

第十六条の五 消防本部若しくは消防署の設置又は廃止により、あらたに消防本部及び消防署が置かれることとなつた市町村又は消防本部及び消防署が置かれなかつた市町村の区域に係る第十一

条、第十二条第二項、第十二条の二、第十二条の三、第十三条第二項、第十四条第二項及び第十五条第二項に規定する当該行政庁に変更があつた場合においては、変更前の行政庁がした許可その他の処分又は受理した届出は、変更後の行政庁がした許可その他の処分又は受理した届出とみなす。

第十六条の六 この章の規定は、航空機、船舶、鉄道及び軌道による危険物の貯蔵、運搬、詰替その他の取扱には、これを適用しない。

第四十一条第一項第三号中「第十五条の下に」第一項を加える。

第四十二条第一項第一号を次のように改める。

一 第十一条第一項の規定に違反して製造所、貯蔵所若しくは取扱所を設置し、又はその位置、構造若しくは設備を変更した者

第四十二条第一項第三号及び第四号を削り、同項第二号中「違反して」の下に「危険物」を加え、同号を同項第二号とし、同項第一号の次に次の二号を加え、同項第七号中「所属の」を削る。

を三箇月以下の懲役又は五千元以下の罰金に処する。

前項の罪を犯した者に対しては、情状により懲役及び罰金を併科することができる。

第四十四条第二号中「第四条の下に」第十六条の四を加え、同条第三号中「第一項又は第十四条第二項」を「第二項、第十四条第二項又は第十五条第三項」に改め、同条第十号を第十一号とし、第四号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 第十三条の二第五項（第十四条第四項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者

第四十五条中「第十一条を」第十四条第一項若しくは第十三条の二に、「第十二条第一項を」第十二条の二に、「及び第十五条の規定並びに第十六条の規定による市町村条例を」、第十五条第一項若しくは第三項又は第十六条に改める。

別表中第十條第一項及び第十一條の数量の欄中「第十條第一項及び第十一條の」を削り、同表備考第二号を次のように改める。

二 動植物油類とは、常温で液体となる動植物油類であつて、不燃性容器に収納密栓され、かつ、貯蔵保管されているもの以外のものをいう。

同表備考第八号の次に次の一号を加える。

九 塗料類その他品名の異なる危険物を混合したもの属する品名は、命令で定める。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内で政令で定める日から施行する。

2 この法律の施行の際、この法律による改正前の第三章の規定に基づく市町村条例によりなされている許可の申請、届出その他の手続又は同章の規定に基づく市町村条例によりなされた許可その他の処分は、それぞれこの法律による改正後の相当規定に基いてなされた手続又は処分とみなす。

3 この法律の施行の際、この法律による改正前の第三章の規定に基づく市町村条例が制定されていない市町村の区域において設置されている製造所、貯蔵所又は取扱所については、この法律の施行の日から起算して三月間は、この法律による改正後の第十條第一項から第三項までの規定、第十一條第一項から第三項までの規定及び第十二條第一項の規定は、適用しない。この場合において、製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者が、命令で定めるところにより、その期間内に市町村長等

に届け出たときは、その者は、この法律による改正後の第十一條第一項及び第三項の規定により、当該製造所、貯蔵所又は取扱所について設置の許可及び完成検査を受けて使用しているものとみなす。

4 この法律の施行の際、現にこの法律による改正前の第十三條第二項又は第十四條第一項の規定に基づき市町村条例で定める取扱主任者又は映写技術者の資格を有する者は、この法律による改正後の第十三條の二第三項又は第十四條第三項の規定にかかわらず、昭和三十六年三月三十一日までの間は、この法律により危険物取扱主任者免状又は映写技術者免状の交付を受けた者とみなす。

5 前項の取扱主任者又は映写技術者が、昭和三十六年三月三十一日までの間において都道府県知事の指定する講習を修了したときは、その者は、この法律による改正後の第十三條の二第三項又は第十四條第三項に規定する試験に合格した者とみなされ、それぞれ危険物取扱主任者免状又は映写技術者免状の交付を受けることができる。

6 この法律の施行の際、この法律による改正前の第三章の規定に基づく市町村条例が制定されていない市町村の区域において、現に製造所、貯蔵所又は取扱所に係る危険

物の取扱作業に関して保安の監督をしている者又は映写室の映写機を操作している者は、この法律による改正後の第十三條の二第三項又は第十四條第三項の規定にかかわらず、この法律の施行の日から起算して一年間は、当該市町村の区域に限って、この法律により危険物取扱主任者免状又は映写技術者免状の交付を受けた者とみなす。ただし、この法律の施行の日から起算して三月以内に市町村長等に届け出なかつたときは、この限りでない。

7 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

8 自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。
第百十五條の二第一項中「及び第十一條」を削る。

〔館三二君登壇、拍手〕

○館三二君 たいま議題となりまして消防法の一部を改正する法律案について、委員会における審査の経過並びに結果を御報告いたします。

本法案は、危険物の規制の改善と徹底をはかることを中心として、消防法の一部を改正するものでありまして、その内容は、第一に、従来危険物の規制に関する実施規定を市町村の条例に

ゆだねておりました点を改めて、法律またはこれに基く命令で規定するものとするものであります。

第二は、消防吏員を有しない市町村、すなわち消防本部及び消防署を置かない市町村の区域にかかるとものについては、都道府県の知事をして危険物に関する行政を行わしめるといふものであります。

第三は、危険物の製造所、貯蔵所等の位置、構造、設備並びに危険物の貯蔵、取扱、運搬などの方法につきまして、政令で固一的な基準を定め、この基準に従って危険物を取り扱わしめるものであります。

第四は、危険物取扱主任者及び映写技術者は、都道府県知事の行う試験に合格して免状の交付を受けた者でなければならぬとすることでありまして、第五は、危険物に属するものうち、動植物油類及び塗料類について、別表を改正して、これらの性状に即した規制が行われるよう合理化をはかる等のことを要点とするものであります。

地方行政委員会におきましては、二月十七日、青木國務大臣から提案理由の説明を聞いた後、当局との間に質疑応答を重ねて慎重審査を行いました。その詳細につきましては会議録によつて御承知を願いたいと存じます。

ただ、この際、右の質疑応答の中で、特に各委員より、今回の改正が消防法

上の危険物だけに限られ、これと並んで火災防止上ゆるがせにすることのできない電気に関する施設等の保安の問題には何ら触れておらず、いわばこの点が野放し状態に置かれていたのは遺憾である、これについて政府は早急に研究を進めて、適當の対策を考へるべきではないか、との発言が強くなされましたことを申し添えておきます。

二月二十六日討論に入りましたところ、大沢委員は自由民主党を代表して、本法案に賛成の旨を述べられ、附帯決議案を提出されました。すなわち、その内容は、

政府は、電気による火災の増加と、この災害の発生が、国民生活に与える影響の重大性に鑑み、電気工事をする者の資格試験の実施、不良電気器具の排除等、電気火災防止のための措置に遺憾なきを期すべきである。

右決議する。

というものであります。

かくて採決の結果、本法案は全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次いで大沢君提出の附帯決議案は、これまた全会一致をもってこれを委員会の決議とすることに決定した次第であります。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたし

ます。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致をもつて可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 日程第二、農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案、

日程第三、開拓融資保証法の一部を改正する法律案、

日程第四、森林開発公団法の一部を改正する法律案(いずれも内閣提出、衆議院送付)、

以上三案を一括して議題とすること
に御異議ございませんか。

〔異議なしと仰る者あり〕

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。まず委員長の報告を求めます。農林水産委員長秋山俊一郎君。

審査報告書

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十四年二月二十六日

農林水産 委員長 秋山俊一郎

参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、政府の農林漁業金融公庫に対する出資を、昭和三十四年度において、七十七億円増額するとともに、造林融資の償還期限及び据置期間を改めようとするものであつて、妥当な措置と認められる。

二、費用

この法律の施行に要する費用として、昭和三十四年度一般会計予算に七億円、産業投資特別会計予算に七十億円が計上されている。

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十四年二月二十四日

衆議院議長 加藤銀五郎

参議院議長松野鶴平殿

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案
農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「六百二十六億七百万円」を「七百三億七百万円」に改める。

別表中「年七分二十年五年」を「年七分十五年二十年」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 第四条第一項の改正に伴い政府から出資すべき金額は、昭和三十四年度において出資するものとする。

審査報告書

開拓融資保証法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十四年二月二十七日

農林水産 委員長 秋山俊一郎

参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、開拓者の短期営農資金の需要の増大に対処し、これが融通を円滑にするため、中央開拓融資保証協会に対する政府からの出資金を八千万円増額して三億九千万円としようとするものであつて、妥当な措置と認められる。

なお別紙のような附帯決議を行つた。

二、費用

この法律の施行に要する費用として昭和三十四年度一般会計予算に八千万円が計上されている。

附帯決議

開拓者の実情にかんがみ、これが振興安定を期し、政府は、開拓者農振臨時措置法による諸措置を強力に推進するとともに、更に根本的な対策を検討すべきであるが、差当つては次の措置に遺憾なからしめるべきである。

一、開拓者の負債の実態を充分に把握しこれに即応してその整理に關し必要な諸措置を強力に実施すること。

二、開拓者に対する天災融資の現況にかんがみこれが融通をはかるため更に適切な方途を講ずること。

右決議する。

開拓融資保証法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十四年二月二十六日

衆議院議長 加藤銀五郎

参議院議長松野鶴平殿

開拓融資保証法の一部を改正する法律案

開拓融資保証法の一部を改正する法律案

開拓融資保証法(昭和二十八年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「三億一千万円」を「三億九千万円」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 第五条第二項の改正に伴い政府から出資すべき金額は、昭和三十四年度において出資するものとする。

審査報告書

森林開発公団法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十四年二月二十七日

農林水産 委員長 秋山俊一郎

参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、国有林と民有林が相接して所在している特定の地域内におけるこれら森林を開発す

るため必要な奥地幹線林道の開設、改良又は災害復旧事業であつて、国有林野事業として行われるものを、国の委託により森林開発公団が行うことができることとしようとするものであつて、妥当な措置と認められる。

二、費用

この法律の施行に要する費用として、昭和三十四年度国有林野事業特別会計予算に七億八千九百六十六万三千円が計上されている。

森林開発公団法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十四年二月二十六日

衆議院議長 加藤謙五郎

参議院議長 松野鶴平殿

森林開発公団法の一部を改正する法律案

森林開発公団法の一部を改正する法律案

森林開発公団法（昭和三十一年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「開発して、林業生産の増大と林業経営の改善に資するため、余剰農産物資金融通特別会計等から資金の融通を受け、」を「開発するた

めに必要な」に、「行うこと」を「行うとともに、国からの委託を受けて、豊富な森林資源を有する国有林と民有林とが相接して所在する特定の地域内におけるこれらの森林を開発するために必要な林道の開設、改良及び復旧の事業を行い、もつて林業生産の増大に資すること」に改める。

第十八条第一項第五号中「前四号」を「前各号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 豊富な森林資源を有する国有林（森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二条第三項に規定する国有林をいう。）と民有林（同項に規定する民有林をいう。）とが相接して所在しており、かつ、これらの森林の開発が十分に行われていない地域のうち政令で定める区域内の当該森林を開発するために必要な奥地幹線林道の開設又は改良の事業及びその開設又は改良に係る林道で政令で定めるものの災害復旧の事業であつて、国有林野事業（国有林野事業特別会計法（昭和二十二年法律第三十八号）第一条第二項に規定する国有林野事業をいう。）として行われるものを国の委託により行うこと。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

「秋山俊一郎君登壇、拍手」

○秋山俊一郎君 ただいま議題となりました農林水産関係の三つの法律案について、農林水産委員会における審査の経過並びに結果を報告いたします。

まず、農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案について申し上げます。

農林漁業の生産力の維持増進に必要な長期かつ低利の資金を融通する機関として、昭和二十八年、農林漁業金融公庫が設置され、今日に至っておりますが、公庫に対する政府の出資を、昭和三十四年度において、一般会計から七億円、産業投資特別会計から七十億円、合計七十七億円増額することと

に、造林に必要な資金の貸付条件について、従来、償還期限二十年以内、据置期間五年以内となつておりましたが、これを償還期限十五年以内、据置期間二十年以内に変更するため、この法律案が提案されたのであります。

委員会におきましては、農林漁業金融の疎通及び公庫融資の促進等に関する諸般の問題について政府の所見がたされ、かくて質疑を終り、討論に入り、東委員から日本社会党を代表して、造林融資を森林組合等林業者団体に優先重点的に、造林の促進をはかるべき旨の、また、千田委員から、融資の公正を期すべき旨の希望を付して賛成が述べられ、続いて採決の結果、この法律案は、全会一致をもつて

原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、開拓融資保証法の一部を改正する法律案について申し上げます。

昭和二十八年、開拓融資保証法が制定され、開拓者の団体と政府または都道府県との共同出資によつて、中央及び地方に開拓融資保証協会を設立し、開拓者の農業経営に必要な資金の疎通に努めてきているのであります。

しかし政府は、現在、中央開拓融資保証協会に三億一千万円を出資しているのではありませんが、昭和三十四年度においてこれを八千万円増額して、保証ワクの拡大をはかろうとするのが、この法律案の提案の理由並びにその内容であります。

委員会におきましては、開拓農業の現況、開拓に関する基本方針及び開拓振興対策等について政府の見解がたされ、かくて質疑を終り、討論に入り、雨森委員から、自由民主党を代表して、法律案に賛成し、さらに、開拓農業の振興安定、特に開拓者の負債の整理と天災融資の疎通に關し、政府の善処を求める趣旨の附帯決議を提案せられ、続いて清澤委員及び千田委員から、開拓農業振興対策の強化と附帯決議の措置の完遂を希望して、賛成が述べられ、続いて、採決の結果、この法律案は、全会一致をもつて、雨森委員

提案の附帯決議とともに原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、森林開発公団法の一部を改正する法律案について申し上げます。

年々増加する木材の需要に対処して奥地未利用林を開発するため、国有林については国有林野事業により、また、民有林については、国庫の補助あるいは長期低利の融資、特に熊野川流域及び剣山周辺の地域では森林開発公団によつて、林道開設事業が行われております。ところが、奥地幹線林道の開設を一段と促すため、国有林の民有林協力の一環として、豊富な森林資源を持つ国有林と民有林が相接して所在し、これらの森林の開発がおくれている地域のうち、政令で定める区域内の森林を開発するために必要な奥地幹線林道、すなわち奥地幹線林道の開設または改良事業、及びこれら林道で工事期間中の災害復旧事業を国有林野事業として行うこととし、しかしてこれらの国有林野事業を国の委託によつて森林開発公団が行うことができることとしようとするのが、この法律案が提案された理由並びにその内容の骨子であります。

委員会におきましては、林道の開設及び管理その他について政府の見解がたされ、かくして質疑を終り、討論に入り、別に発言もなく、採決の結果、この法律案は、全会一致をもつて

昭和三十三年三月四日 参議院會議第十四号 企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法の一部を改正する法律案外三件

原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上、これが詳細は會議録に譲ることを御了承願ひたいと思ひます。

右、報告を終わります。

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより三案の採決をいたします。三案全部を問題に供します。三案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて、三案は全会一致をもつて可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 日程第五、企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法の一部を改正する法律案、

日程第六、株式会社の再評価積立金の資本組入に関する法律の一部を改正する法律案(いずれも内閣提出)、

日程第七、昭和三十三年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律案、

日程第八、酒税法の一部を改正する法律案(いずれも内閣提出、衆議院送付)、

以上四案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと仰る者あり〕

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。まず委員長の報告を求めます。大蔵委員長加藤正人君

審査報告書

企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十三年二月二十七日

大蔵委員長 加藤 正人

参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は再評価実施会社の再評価積立金の資本組入を促進して企業経営の健全化等に資するため、その組入が十分でない会社につき、配当制限を若干強化することと、損失をうめるための再評価積立金の取りくずしには特別決議を要することとしようとするもので、適当な措置と認める。

二、費用

この法律施行のため、別に費用を要しない。

企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和三十三年一月二十三日

内閣総理大臣 岸 信介

企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法の一部を改正する法律案

企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法の一部を改正する法律案

企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法(昭和二十九年法律第四百二十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二章 再評価及びこれ

に関する経理の特例等(第六條―第十八條)」を「第二章 再評価及びこれに関する経理の特例等(第六條―第十八條の三)」に改める。

第二條第二項中「第十八條」を「第十八條の三」に改める。

第四條第四項中「昭和三十五年三月三十一日」を「昭和三十七年三月三十一日」に改める。

第十條第三項中「第十八條」を「第十八條の二」に改める。

第十二條第三項中「第十八條」を「第十八條の二」に改める。

第十三條第一項中「第十八條」の下に、「第十八條の二」を加える。

第十六條第一項及び第五項中「昭和三十五年三月三十一日」を「昭和三十七年三月三十一日」に改める。

第十七條第二項中「第十八條」を「第十八條から第十八條の三まで、第三十五條」に改める。

第十八條第二項中「租税特別措置法第五條の十一第二項(公益事業を行う法人の償却範囲額)」は、「旧租税特別措置法第五條の十一第二項(公益事業を行う法人の償却範囲額)の規定の適用を受けることができた会社」に、「計算について準用する。」を「計算については、同條第二項の規定による計算の例による。」に改め、同條の次に次の二條を加える。

第十八條の二 再評価実施会社(同族会社を除く)は、昭和三十五年三月三十一日を含む事業年度から昭和三十七年三月三十一日を含む事業年度の直前事業年度までの各事業年度において次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該事業年度における資本の平均額に對し当該各号に掲げる割合を乗じて得た金額に当該事業年度の月数を乗じて十二で除して得た金額に相當する金額をこえる利益の配当を行つてはならない。

一 前條第一項第一号に掲げる場合 百分の十二

二 前條第一項第一号に規定する資本に組み入れた再評価積立金の額が、同号に規定する再評価積立金として積み立て、又はこれに組み入れた金額の合計額から同号に規定する取りくずした金額の合計額及び納付すべき再

評価税額を控除して算出した金額の百分の三十以上で、百分の五十に満たない場合(当該事業年度終了の日における再評価積立金の額が資本の額の百分の二十五に相當する金額以下である場合を除く) 百分の十五

三 前條第一項第二号に掲げる場合(前二号に掲げる場合を除く) 百分の十五

2 前條第二項の規定は、前項第三号の場合について準用する。

3 前條第三項の規定は、合併法人に對する前二項の規定の適用について準用する。

二二八

じ。に、昭和三十五年三月三十一日を「昭和三十七年三月三十一日」に、「会社については」と、当該会社についてには改め、「(最低限度以上の再評価を行わなかつた会社で中小企業の資産再評価の特例に関する法律(昭和三十一年法律第百三十八号)第三条の規定に基いて再評価を行つたものにあつては、これらの合計額に代へ、同条の規定に基く再評価を行つた旨並びに当該再評価を行つた日における減価償却資産の再評価後簿価総額及び再評価限度額の合計額)」を削り、同条第二項中「会社を」と、要再評価会社」に改め、同条第三項を削る。

第三十六條第一項中「会社を」と、要再評価会社」に改め、同条第二項を削る。

第四十條第一項中「(同族会社を除く。を削り、同条第二項中「(同族会社を除く。を(その合併法人を含み、同族会社を除く。に、昭和三十三年三月三十一日」を「昭和三十三年三月三十一日」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(損失をうめるための再評価積立金の取りくずし)

第四十條の二 会社は、再評価法第百七條第一項第三号(損失をうめるための再評価積立金の取りくずし)の場合において、再評価積立金を取りくずすときは、商法第三

百四十三條に定める決議によらなければならぬ。

2 商法第百條(債権者の異議)の規定は、前項に規定する場合における再評価積立金の取りくずしについて準用する。この場合において、同条第一項中「前条ノ期間」とあるのは、「前項ノ決議ノ日ヨリ二週間」と読み替へるものとす。

第四十一條第一項中「要再評価会社」の下に「(その合併法人を含む。以下この項において同じ。)」を加える。

第四十八條第一項第二号中「又は第十八條を」と、第十八條又は第十八條の二に改める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行前にした違反行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

審査報告書

株式会社再評価積立金の資本組入に関する法律の一部を改正する法律案

右全案一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十四年二月二十七日

大蔵委員長 加藤 正人

参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は再評価積立金の資本組入を促進するためその手続を簡素化するとともに、その組入の際における端数株式の処理等について所要の規定の整備を図らうとするもので、適当な措置と認める。

二、費用

この法律施行のため、別に費用を要しない。

株式会社再評価積立金の資本組入に関する法律の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

昭和三十四年二月二十三日

内閣総理大臣 岸 信介

旨の定のある場合を除き、取締役会の決議」に改める。

第三條第一項中「前条の決議」を「前条の株主総会又は取締役会の決議」に、「商法第百四十三條に定める決議」を、これらの決議」に改め、同条第三項中「商法」の下に「(明治三十二年法律第百三十八号)を加へ、同条第五項を次のように改める。

5 第一項の規定により新株を発行する場合においては、会社は、当該新株を割り当てるべき日及びその日において株主名簿に記載のある株主が当該新株の割当を受けるべき旨をその日(その日が商法第百二十四條ノ二第一項(株主名簿の閉鎖)の期間中であるときは、その期間の初日)の二週間前に公告しなければならぬ。

第三條第五項の次に次の一項を加える。

6 第一項の規定により発行する新株を株主に割り当てる場合(次条第一項の規定により新株の発行価額の一部を払い込ませる旨を定めた場合を除く。において、割当株数に一株未満の端数を生ずるときは、会社は、第一項の決議の効力が生ずる日から起算して三十日以内に、その端数の合計額に相当する株式を適正な価額で売却しなければならぬ。この場合においては、売却した株式の対価に相当す

る金額を、端数の割当を受けた株主に對し、その端数に応じて分配しなければならぬ。

第四條の見出しを「(払込を伴う新株の発行)」に改め、同条に次の三項を加える。

3 会社は、第一項の規定により新株の発行価額の一部を株主に払い込ませる場合において、株主の割当株数に一株未満の端数が生ずるときは、その端数の合計額に相当する株式について、新たに株主を募集しなければならぬ。

4 前項の場合においては、新株の発行価額は、商法第百二十二條第三項(額面株式の発行価額)の規定にかかわらず、払込金額以上の適正な価額で取締役会が定めるものとす。

5 会社は、第三項の規定により株主を募集した場合においては、新株の発行価額から払込金額を控除した金額に應募のあつた新株の総数を乗じて得た金額に相当する金額を、端数の割当を受けた株主に對し、その端数に応じて分配しなければならぬ。

第八條の見出しを「(失権株についての株主の募集)」に改め、同条第二項を次のように改め、同条第三項を削る。

2 第四條第四項の規定は、前項の場合について準用する。

第十條中「新株の引受権を失つた株主」の下に「及び新株の引受権を譲

を「所持数量」に改める。

第三條第一号及び第二号中「撰氏」を「温度」に改め、同条第六号ロ中「及び水」を削り、「発酵させたもの」の下に「その他政令で定めるアルコール含有物」を加える。

第四條第四項中「撰氏」を「温度」に、「三度」を「五度」に改める。

第七條第二項中「三百石」を「六十キロリットル」に、「百石」を「二十キロリットル」に、「一万石」を「二千キロリットル」に、「三十石」を「六キロリットル」に改め、同条第三項中「三百石」を「六十キロリットル」に改め、同条に次の二項を加える。

4 第一項の免許を与える場合において、製造される酒類の品質につき充分な保証がないため特に必要があるとき、税務署長は、当該免許につき期限を附することができる。

5 前項の期限を附した免許を与えた後に生じた事由により特に必要があるとき、税務署長は、当該期限を延長することができる。

第八條第六号中「しよ油」を「しよゆ」に改める。

第九條中「販売業（販売の代理業又は媒介業を含む。以下同じ。）を販売業又は販売の代理業若しくは媒介業（以下「販売業」と総称する。）に

改め、「販売場」の下に「（継続して販売業をする場所をいう。以下同じ。）」を、「製造場においてする酒類」の下に「（当該製造場について第七條第一項の規定により製造免許を受けた酒類と同一の種類（しよ油、ちゆり及びみりんについては、類別、雑酒については、品目）の酒類に限る。）」を加え、同条に次の二項を加える。

2 前項の免許を与える場合において、その免許を受けようとする者が博覧会場、即ち会場その他これらに類する場所で臨時に販売場を設けて酒類の販売業をしようとする者であるとき認められるときは、税務署長は、当該販売場に係る同項の免許につき期限を附することができる。

3 第七條第五項の規定は、前項の期限を附した免許について準用する。

第十條各号列記以外の部分中「前条を、前条第一項」に改め、同条第一号中「同条第五号」を「第十二條第五号」に改め、同条第七号中「噸税法（明治三十二年法律第三十号）及び特別噸税法（昭和三十三年法律第三十八号）に改め、同条第八号中「禁酒」を「禁酒」に、「経過しない」を「経過するまでの」に改める。

第十一條第一項中「若しくは販売する」又は販売するに改め、「酒類の種類」の下に「（雑酒の品目を含む。）」を加え、「条件を附し、又は製造される酒類の品質につき充分な保証がないため特に必要があるとき認められるときは、酒類の製造免許の期間につき」を削る。

第十二條第一号中「偽」を「偽り」に改める。

第十四條第一号中「偽」を「偽り」に、同条第三号中「酒類を販売しない」を「酒類の販売業をしない」に改める。

第十八條第二項中「販売業者」の下に「（販売業をする者をいう。以下同じ。）」を加える。

第二十條第一項中「酒類製造者がその免許を」を「第七條第四項の規定により酒類の製造免許に附された期限（同条第五項の規定により当該期限が延長された場合には、その延長後の期限。以下第二十三條第一項第二号及び第二十四條第一項第一号において同じ。）が経過した場合、酒類の製造免許が」に、「当該免許を取り消された者」を「当該期限を附された免許を与えられていた者、当該取り消された免許を受けていた者」に改め、同条第二項中「酒母等の製造者がその免許を」を「酒母、もろみ若しくはこうじの製造免許が」に、「当該免許を取り消された者」を「当該取り消された免許を受けていた者」に改める。

め、同条第三項中「酒類販売業者がその免許を」を「第九條第二項の規定により酒類の販売免許に附された期限（同条第三項において準用する第七條第五項の規定により当該期限が延長された場合には、その延長後の期限）が経過した場合、酒類の販売免許が」に、「当該免許を取り消された者」を「当該期限を附された免許を与えられていた者、当該取り消された免許を受けていた者」に改める。

第二十一條中「第七條第一項」を「第七條第一項の規定による免許、同条第五項（第九條第三項において準用する場合を含む。）の規定により免許に附された期限の延長」に、「第九條を、第九條第一項に改め、この場合において」の下に、「第七條第四項若しくは第九條第二項の規定により期限を附された免許」を加える。

第二十二條各号列記以外の部分中「一石」を「一キロリットル」に改め、同条第一号中「六万八千五百円」を「三十七万九千七百円」に、「五千四百円」を「二万八千四百八十円」に、「四万九千円」を「二十七万六千六百円」に、「三千六百八十円」を「二万三千七百四十円」に、「二万五千円」を「十一万三千六百円」に、「千六百四十円」を「九千九百円」に改め、同条第二号中「二万七千三百円」を「十五万三千三百円」に、「二千五百円」を「一万三千三百五十円」に、「一万五千八百円」を「八万七千五百円」に、「二千二百七十円」を「七千円」に改め、同条第三号中「一万五千円」を「八万三千三百円」に、「千八百円」を「九千九百八十円」に改め、同条第四号中「一万二千八百円」を「七万九百円」に、「七百二十円」を「三千九百七十円」に、「千八百三十円」を「一万七百七十円」に、「一万二千円」を「六万二千円」に、「六百三十円」を「三千四百八十円」に、「千六百十円」を「八千九百円」に改め、同条第五号中「四万五千円」を「十四万円」に、「三千七百四十円」を「一万二千九百三十円」に、「一万四千五百円」を「八万三千三百円」に、「七千九百円」を「四万三千八百八十円」に改め、同条第六号中「六万二千円」を「三十四万三千六百円」に、「七千四百四十円」を「四万二千二百四十円」に改め、同条第七号中「二万円」を「十一万八千円」に改め、同条第八号中「四千八百円」を「二万六千六百円」に改め、同条第九号中「十六万五千円」を「九十一万四千六百円」に、「四千六百十円」を「二万五千五百三十円」に、「三万九千円」を「二十一万六千六百円」に、「千九百五十円」を「一万八千四百円」に、「二千三百四十円」を「二万二千九百八十円」に、「一万四千四百円」を「六万三千六百円」に、「九百五十円」を「五千二百六十円」に、「千四百四十円」を「六千三百二十円」に改める。

第二十三條の見出しを「（移出又は引取等とみなす場合）」に改め、同条

各号列記以外の部分中「当該酒類」を「その該当することとなつた時に当該酒類」に、「但し」を「ただし」に改め、同条第一号中「その製造場」を「酒類製造者の製造場」に改め、「飲用されたとき」の下に「ただし、次の規定に該当する場合を除く。」を加え、同条第二号中「酒類の製造免許を」を「第七条第四項の規定により酒類の製造免許に附された期限が経過した場合又は酒類の製造免許が」に、「但し」を「ただし、当該期限の経過又は」に改め、同条第四号を次のように改める。

四 酒類の製造場に現存する酒類（既に第二号（ただし書を除く。）又は前号の規定の適用を受けた酒類を除く。）が酒類処分（その例による処分を含む。）を強制執行、担保権の実行手続又は企業担保権の実行手続又は破産手続により換断されたとき。

第二十三条に次の三項を加える。

2 酒類が酒類製造者の製造場において飲用された場合において、その飲用につき、当該製造者の責に帰することができないときは、その飲用者を酒類の製造者とみなし、当該飲用者が飲用の時に当該酒類をその製造場から移出したものとみなす。

3 酒類が保税地域において飲用される場合には、その飲用者が飲用の時に当該酒類をその保税地域から引き取るものとみなす。

4 酒類が酒類製造者の製造場から移出された場合において、その移出につき、当該製造者の責に帰することができないときは、当該酒類を移出した者を酒類の製造者とみなす。

第二十四条第一項各号列記以外の部分中「毎月製造場」を「毎月その製造場に」、「但し」を「ただし」に、「当該各号」を「前条第一項」に改め、同項第一号中「酒類の製造免許を」を「第七条第四項の規定により酒類の製造免許に附された期限が経過したとき、又は酒類の製造免許が」に、「但し」を「ただし、当該期限の経過又は」に改め、同項第二号中「前条」を「前条第一項」に改める。

第二十九條の次に次の一條を加える。

（免稅酒類の表示）

第二十九條の二 稅務署長又は税關長は、第二十八條第一項又は前條第二項の承認を与える場合において、取締上必要があると認めるときは、その承認の申請者に対し、当該承認に係る酒類である旨をその酒類の容器又は包装に表示することを命ずることができる。

第三十條第一項中「もどし入れた場合」の下に「（当該酒類が当該製造場からの移出につき適用された稅率と異なる稅率が適用される酒類となつて他の製造場から移出されて当該製造場にもどし入れた場合を除く。）」を加え、「翌月中」を「翌月以降」に、「延滞加算稅額を除く。」を「延滞加算稅額を除くものとす、当該酒類につき本項又は次項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額とする。」に改め、「控除し、なお控除すべき不足額があるときは、その後に徴収されるべき酒類稅額から順次これを削り、同条第二項中「酒類の製造場から移出された酒類を当該製造場以外の」を「他の酒類の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた酒類を」に改め、「当該酒類につき」の下に「当該他の製造場からの移出又は保税地域からの引取により」を加え、「延滞加算稅額を除く。」を「延滞加算稅額を除くものとす、当該酒類につき前項又は本項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額とする。」に、「酒類を既に適用された」を、「酒類を当該他の製造場からの移出又は保税地域からの引取につき適用された」に改め、同条第三項中「又は移出した」を「若しくは移出した」に、「ないときは、控除すべき金額を」を「ないときは、徴収されるべき酒類稅額から控除してなお不足額があるときは、これらの規定により控除すべき金額又は当該不足額」に改め、同条第五項中「前項」を「前項の確認を受けた後、同項に」、「当該酒類の」を「当該もどし入れた又は移出に係る」に改める。

第三十一條第三項中「第二十八條第五項」を「第二十八條第六項」に改め、同条第五項中「担保の提供」の下に「又は酒類の保存」を加え、同条第七項及び第八項中「封かん」を「封」に改める。

第三十二條第三号中「以下同じ。」を削る。

第四十四條第六項を同条第七項とし、同条第五項中「製造者を酒類製造者」を「製造者が酒類の製造者でないときはこれを酒類の製造者」に改め、同項の次に次の一項を加える。

6 前項の規定は、酒母又はもろみ、同項を同条第七項とし、同条第四項

用され、又は当該製造場から移出された場合（当該酒母又はもろみにつき同項の規定の適用がある場合を除く。）において、その飲用又は移出につき、当該製造者の責に帰することができないときにおいては、同項中「その製造者が酒類の製造者でないときはこれを」を「その飲用又は移出をした者」と読み替へるものとする。

第四十六條中「販売」の下に「（販売の代理又は媒介を含む。以下同じ。）」を加える。

第四十七條第四項中「販売した」を「販売をした」に改める。

第五十條第一項に次のただし書を加える。

ただし、第四十三條第一項各号の承認を受けるべき場合には、この限りでない。

第五十條第一項第五号及び同条第二項中「取締」の下に「又は保全」を加える。

第五十二條第二項中「又は販売業者」を「酒類引取者又は酒類の販売業者」に改める。

第五十三條第六項中「第三項までの規定による賃借又は検査」を「第四項までの規定による当該職員」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項中「前四項」を「前各項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項

各号列記以外の部分中「封かん」を「封」に改め、同項第二号中「輸送管」の下に「(流量計を含む。)」を加え、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 第二項の規定により採取した見本に關しては、第六條、第二十四條及び第二十六條の規定は、適用しない。

第五十三條第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 当該職員は、前項第一号から第六号までに掲げる物件を検査するため必要があるときは、これらの物件について、必要最少限度の分量の見本を採取することが出来る。

第五十五條第一項中「さ偽」を「偽り」に改める。

第五十六條第一項第二号中「第九條」を「第九條第一項」に改める。

第五十八條第一項第七号中「第四十四條第六項」を「第四十四條第七項」に改め、同条第二項中「第二十八條第五項」を「第二十八條第六項」に改める。

第五十九條第一項第六号中「第五十三條第一項、第三項又は第四項」を「第五十三條第一項、第二項、第四項又は第五項」に改める。

第六十條第二号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 第二十九條の二の規定により命ぜられた表示をしなかつた者

附 則

1 この法律は、昭和三十四年四月一日から施行する。

2 この法律の施行前に課した、又は課すべきであつた酒税については、なお従前の例による。

3 この法律の施行の際現に改正前の酒税法(以下「旧法」という。)第十一條第一項の規定により酒類の製造免許の期間につき附されてゐる条件については、なお従前の例による。

4 この法律の施行の際現に旧法の規定により酒類の製造免許を受けてゐる者に対する改正後の酒税法第十二條第四号の規定の適用については、その必要な数量は、當分の間、なお従前の例による。

5 次に掲げる場合における酒税の徴収については、なお従前の例による。

一 旧法第二十八條第一項の規定による承認を受けてこの法律の施行前に製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた酒類について、その承認の際税務署長又は税関長が指定した期限までに同条第二項に規定する証明書の提出がない場合

二 旧法第二十九條第二項の規定による承認を受けてこの法律の

施行前に製造場から移出された酒類について、その承認の際税務署長が指定した期限までに同条第三項に規定する書類の提出がない場合及び当該酒類がこの法律の施行後に酒税法の施行地において消費され、又は当該施行地において消費する目的で譲り渡された場合

三 この法律の施行前に日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う關稅法等の臨時特例に關する法律(昭和二十七年法律第百十二号)第七條(日本国における國際連合の軍隊の地位に關する協定の實施に伴う所得稅法等の臨時特例に關する法律(昭和二十九年法律第百四十九号)第四條において準用する場合を含む。)又は輸入品に対する内國消費稅の徵收等に關する法律(昭和三十年法律第三十七号)第五條第一項若しくは第七條第一項の規定により酒税の免除を受けた酒類について、この法律の施行後にこれらの法律の規定により酒税の追徴が行われる場合

6 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定により従前の例によることとされる酒税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

る罰則の適用については、なお従前の例による。

「加藤正人君登壇、拍手」

○加藤正人君 ただいま議題となりました四法律案につきまして、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、企業経営の実情にかんがみ、再評価積立金の資本組み入れを促進するため、昭和三十五年三月末日を含む事業年度の直前の事業年度までの間、資本組入率が三割未満の場合には、年一割五分をこえる配当ができないこととなつております現行規定を若干強化して、昭和三十五年三月末日を含む事業年度以降二年間は、資本組入率が三割未満の場合には年一割二分をこえる配当を行なつてはならないこととし、また五割未満の場合には年一割五分をこえる配当を行なつてはならないことに改めようとするものであります。

なお、この適用期限が終了した後ににおいても、企業資本充実の緊要性にかんがみまして、引き続き資本組み入れの促進をはかる措置を講ずることを規定しております。

また、損失を埋めるための再評価積立金を取り出す場合、現行法におき

ましては、株主総会の普通決議で行ふことになつておりますが、今回、株主保護の見地から、これを減資の手続と同様に株主総会の特別決議を要することに改めようとするものであります。

次に、株式会社の再評価積立金の資本組入に關する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、資本組み入れ及びその新株の発行の場合、株主総会の特別決議によらねばならないこととなつております現行規定を改めまして、定款に特別の規定がない限りにおきましては、一般の有償増資の場合と同様に、取締役会の決議で行ひ得ることとしたしまして、資本組み入れ手続の簡素化をはかりようとするものであります。

また、資本組み入れによつて新株を発行する場合に生ずる端數株式の処理につきましては、現行では切り捨ててよいこととなつておりますのを、株主の権利を尊重する意味から、端數の売却等によつてその代金を株主に分配することに改めようとするものであります。

委員会におけるこれら兩案の審議につきまして、わが國經濟の體質改善につきて、二参考人より意見を聴取するほか、本案施行に伴う証券市場への影響等につきまして熱心なる質疑応答がありました。その詳細は會議録によつて御承知を願ひたいと存じます。

昭和三十四年三月四日 参議院會議第十四号 企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法の一部を改正する法律案外三件 在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案 一三四

質疑を終了いたしました。両案一括して討論、採決の結果、全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、昭和三十三年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律案について申し上げます。

昭和三十三年産米穀につきましては、所要数量の確保をはかるために、生産者からの事前売り渡し申し込みによる集荷制度が実施されたのでありますが、本案は、昨年と同様、昭和三十三年分の所得税について、その売り渡しの時期の区分に応じ、玄米一石当り平均千四百円を非課税とする措置を講じようとするものであります。

最後に、酒税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本改正案のおもなる点を申し上げますと、第一に、酒税の税率を一石当りより一キロリットル当りに改める等、尺貫法による計量単位がメートル法に変更されたのに伴う所要の改正を行おうとするものであります。第二は、みりん甲類が大部分調味料に使用されている現状から、他の調味料及び酒類の税負担との均衡を考慮して、税率を引き下げ、一キロリットル十四万円としよ

うとするものであります。その他、みりん乙類の規格の引き上げ、即売会場等における期限付販売免許等、所要の改正を行おうとするものであります。

本委員会における審議の詳細につきましては、会議録によって御承知を願いたいと存じます。

質疑を終了し、討論、採決の結果、全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより四案の採決をいたします。

まず、企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法の一部を改正する法律案、株式会社再評価積立金の資本組入に関する法律の一部を改正する法律案、

昭和三十三年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律案、

以上三案全部を問題に供します。三案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よって三案は可決されました。

○議長(松野鶴平君) 日程第九、在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず委員長(杉原荒太君)の報告を求めます。外務委員(杉原荒太君)の報告を求めます。

〔審査報告書は都合により第十七号末尾に掲載〕

在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案 右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

昭和三十四年二月二十七日
衆議院議長 加藤謙五郎
参議院議長 松野鶴平殿

在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案
在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律
(在外公館の名称及び位置を定める法律の一部改正)

第一条 在外公館の名称及び位置を定める法律(昭和二十七年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

表中	在ニュー・ジブランド日本国大使館	ニュー・ジブランド ウエリントン
在ニュー・ジブランド日本国大使館	ニュー・ジブランド ウエリントン	
在イラク日本国大使館	イラク バグダッド	
在レバノン日本国大使館	レバノン ベイルート	
在ポルトガル日本国大使館	ポルトガル リスボン	
在ポルトガル日本国大使館	ポルトガル リスボン	

に改め、
及び

在イラク日本国公使館	イラク バグダッド	を削り、
在レバノン日本国公使館	レバノン ベイルート	
在モロッコ日本国公使館	モロッコ ラバト	
在モロッコ日本国公使館	モロッコ ラバト	
在ハンガリー日本国公使館	ハンガリー ブダペスト	に改め、
在ダマスカス日本国総領事館	アラブ連合共和国 ダマスカス	を
在ダマスカス日本国総領事館	アラブ連合共和国 ダマスカス	
在ニュー・オルリンズ日本国総領事館	アメリカ合衆国 ニュー・オルリンズ	
在ポルト・アレグレ日本国総領事館	ブラジル ポルト・アレグレ	に改め、
在カサブランカ日本国総領事館	モロッコ カサブランカ	

別表大使館の項中

ドニユー・ジータン	三、二〇〇	一〇、七五〇	九、二四〇	七、三九〇	六、四七〇
-----------	-------	--------	-------	-------	-------

五、五四〇
四、八五〇

四一六〇	三、四七〇	三、〇〇〇	二、五四〇	二、三二〇	二、一〇〇	一、八九〇
------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

ポルトガル	二二、〇〇〇	二、三〇〇	一〇、四〇〇	八、三〇〇	七、三〇〇	六、七〇〇	五、五〇〇	四、八五〇	四、一六〇	三、四七〇	三、〇〇〇
ニュージーランド	二二、〇〇〇	一〇、七〇〇	九、四〇〇	七、三〇〇	六、七〇〇	五、五〇〇	四、八五〇	四、一六〇	三、四七〇	三、〇〇〇	二、〇〇〇
イラク	二二、〇〇〇	二、六〇〇	二一、〇〇〇	八、八〇〇	七、七〇〇	六、六〇〇	五、七八〇	四、九五〇	四、三〇〇	三、五八〇	三、〇〇〇
レバノン	二二、〇〇〇	二、六〇〇	二一、〇〇〇	八、八〇〇	七、七〇〇	六、六〇〇	五、七八〇	四、九五〇	四、三〇〇	三、五八〇	三、〇〇〇
トルコ	二二、〇〇〇	二、六〇〇	二一、〇〇〇	八、八〇〇	七、七〇〇	六、六〇〇	五、七八〇	四、九五〇	四、三〇〇	三、五八〇	三、〇〇〇

に改め、公使館の項中

ポルトガル	11,100	10,450
-------	--------	--------

八三六〇	七三二〇	六二七〇	五、四九〇	四、七〇〇	三、九二〇	三、四〇〇	二、八七〇	二、六一〇	二、三八〇	二、一四〇	及び
------	------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	----

イ	ラ	ク
三、一〇〇	二、一〇〇	〇〇〇
八、八〇〇	七、七〇〇	六、六〇〇
五、七〇〇	四、九五〇	四、三〇〇
三、五〇〇	三、五〇〇	三、五〇〇

を削り、総領事館の頂中

[illegible]

一〇六〇〇	八五四〇	七、四七〇	六、四〇〇	五、六〇〇	四、八〇〇	四、〇〇〇	三、四七〇	二、九三〇	二、六七〇	二、四三〇	二、一八〇	九
-------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	---

ダマスカス	一〇、六七〇	八、五四〇	七、四七〇	六、四〇〇	五、六〇〇	四、八〇〇	四、〇〇〇	三、九七〇
ニュー・オルリンズ	一〇、四四〇	八、三六〇	七、三〇〇	六、二七〇	五、四九〇	四、七〇〇	三、九〇〇	三、四〇〇
ポルト・アレグレ	一〇、四四〇	八、三六〇	七、三〇〇	六、二七〇	五、四九〇	四、七〇〇	三、九〇〇	三、四〇〇
カサブランカ	九、四四〇	七、三〇〇	六、四七〇	五、五四〇	四、八五〇	四、一六〇	三、四七〇	三、〇〇〇

に改め、領事館の項中

二、九三〇	二、六七〇	二、四三〇	二、二八〇
二、八七〇	二、六〇〇	二、三六〇	二、一四〇
二、八七〇	二、六〇〇	二、三八〇	二、一四〇
二、五四〇	二、三二〇	二、一〇〇	一、八九〇

に改め、領事館の項中

ニュー・オルリンズ

二、一四〇	二、三八〇	二、六二〇	二、八七〇	三、〇〇〇	三、九二〇	四、七〇〇	五、四九〇	六、二七〇	七、三三〇	八、三六〇	一〇、四五〇
-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	--------

及び

二、四五〇	八、三六〇	七、三三〇	六、二七〇	五、四九〇	四、七〇〇	三、九二〇	三、四〇〇	二、八七〇	二、六二〇	二、三八〇	二、一四〇	及下
カ	サ	ブ	ラ	ソ	カ							

を削り、同項中
メルボルン

二五〇〇	二二〇〇	二一〇〇	一八九〇	を削り、同項中	メルボルン		九、四〇
------	------	------	------	---------	-------	--	------

一、八九〇
二、一〇〇
二、三〇〇
二、五〇〇
三、〇〇〇
三、四七〇
四、一六〇
四、八〇〇
五、五〇〇
六、四七〇
七、三九〇

七、三九〇	五、五四〇	四八五〇	四一六〇	三四七〇	三〇〇〇	二五〇〇	二三〇〇	二一〇〇	一八九〇
六、四七〇									水

ヒューズトン	一四四〇	八三六〇	七三〇〇	六二七〇	五四九〇	四七〇〇	三九〇〇	三三〇〇
--------	------	------	------	------	------	------	------	------

ヒューズトン	一四五〇	八三六〇	七三〇〇	六二七〇	五四九〇	四七〇〇	三九二〇	三〇〇〇
--------	------	------	------	------	------	------	------	------

に改める。

二五〇〇	二二一〇	二二〇〇	一八九九
二六七〇	二六二〇	二五八〇	二二四〇

附則

この法律は、昭和三十四年四月一日から施行する。ただし、在イラク及び在レバノンの各大使館及び各公使館、在ハンガリー公使館並びに在カサブランカの総領事館及び領事館に關する部分は、それぞれ、昭和三十四年四月一日以後において政令で定める日から施行する。

〔杉原荒太君登壇、拍手〕

○杉原荒太君 ただいま議題となりました在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案につき、外務委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

この法案の内容は次の二点であります。

第一点は、政府においては、ハンガリーとの国交回復を初め、貿易、移住の促進等、わが国の対外関係の改善に資するため、在外公館の新設並びに昇格を行う必要を認め、その法的措置として、在外公館の名称及び位置を定める法律の一部を改正しようとするものであります。すなわち、この改正によつて、ハンガリーに公使館を、ブラジル南部のポルト・アレグレに総領事館を、米田テクスサス州のヒューストンに領事館をそれぞれ新設し、また既設のイラク、レバノン、ポルトガルの三公

使館をそれぞれ大使館に、ニューヨーク及びカサブランカ領事館を総領事館に昇格しようとするものであります。

第二点は、以上の新設及び昇格の措置に伴い、当該公館に勤務する外務公務員の在勤俸を設定し並びに所要の訂正を加えるため、在外公館に勤務する外務公務員の給与に關する法律の一部を改正しようとするものであります。

委員会の審議におきましては、ヒューストン及びその所在のテキサス州が合衆国において占める政治的、経済的地位の比重特に大なるに鑑み、新設の領事館を早期に総領事館に昇格する意向はないかという点、ハンガリーとの国交回復の形式並びにその時期、新設ハンガリー公使館の任務、国交未回復国であるハンガリー、ルーマニアとの国交回復並びにそれらの国に公使館設置についての見込み等についても質疑が行われましたが、詳細は會議録につき御承知願いたいと存じます。

委員会は、昨三月三日、質疑を終了し、採決を行いましたところ、本法律案は全会一致をもつて原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

以上報告いたします。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本

案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致をもつて可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 日程第十、社会福祉事業法の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。

まず委員長の報告を求めます。社会労働委員長久保等君。

〔審査報告書は都合により第十七号末尾に掲載〕

社会福祉事業法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和三十四年一月二十六日

内閣総理大臣 岸 信介

社会福祉事業法の一部を改正する法律案

社会福祉事業法の一部を改正する法律

社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中第六号を第七号と

し、第五号の次に次の一号を加える。

六 精神薄弱者看護施設(十八歳以上の精神薄弱者を収容し、これを保護するとともに、その更生に必要な指導及び訓練を行う施設をいう。)を經營する事業

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和三十四年四月一日から施行する。

(印紙税法の一部改正)

2 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ八ノ二中「第六号」を「第七号」に改める。

〔久保等君登壇、拍手〕

○久保等君 ただいま議題となりました社会福祉事業法の一部を改正する法律案につきまして、社会労働委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

本法律案は、精神薄弱者看護施設を經營する事業を第一種社会福祉事業に加えることを、その内容とするものであります。精神薄弱者に対する福祉施策といひましては、従来、児童福祉法により、十八才未満の精神薄弱児童を対象とする収容施設及び通園施設を設

して、その保護と更生指導を行なつており、これらの施設を經營する事業は第一種社会福祉事業とされているのであります。昭和三十四年度予算案において、新たに十八才以上の精神薄弱者を対象とする公立施設に對して国庫補助の道が開かれることとなりますので、この際、十八才以上の精神薄弱者を収容してその保護と更生指導を行う精神薄弱者看護施設を經營する事業を第一種社会福祉事業に加え、これを法の規制のもとに置いて、指導、監督及び助成を行い、その健全な運営と発展をはからんとするものであります。

委員会におきましては、まず法律案の提案理由を厚生大臣より聴取し、委員と政府委員との間に熱心な質疑応答がなされたのであります。そのおもなる内容を御紹介いたしますと、「多数の精神薄弱者に対する保護対策として、この程度の施設設置では十分ではないか」との質問に對し、政府委員から、「全国でわずか二ないし三カ所程度の施設設置では、精神薄弱者の保護対策としては不十分であることは認めざるを得ないが、来年度も増設をはかり、近い将来に、少くとも一都道府県に一カ所ずつこの種の施設を設置したい考えである」との答弁がありました。また「民間の精神薄弱者施設に対する助成方針をどのようにするか」と

の質問に対しては、政府委員より、「民間でこの種の社会福祉事業に経験を持った熱心な人がやることは非常に大事なことでありますので、昭和三十一年度において考慮したい」との回答がありました。その他、民間篤志家の処遇改善、施設における精進者に対する職業訓練等についても論議が行われたのでありますが、詳細は会議録によつて御了承を願いたいと存じます。

かくて質疑を終り、討論もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案の通り可決すべきものと決定した次第であります。

以上御報告いたします。(拍手)

○議長(松野平君) 別に、御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

○議長(松野平君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致をもつて可決せられました。

○議長(松野平君) 日程第十一、中小型鋼船造船業合理化臨時措置法案(内閣提出)を議題といたします。

まず委員長の報告を求めます。運輸委員会理事相澤重明君。

「審査報告書は都合により第十七号末尾に掲載」

中小型鋼船造船業合理化臨時措置法案

右

国会に提出する。

昭和三十四年二月七日

内閣総理大臣 岸 信介

中小型鋼船造船業合理化臨時措置法案

中小型鋼船造船業合理化臨時措置法案

(目的)

第一条 この法律は、中小型鋼船造船業の合理化を促進することにより、船舶の輸出の振興及び海運業の健全な発達に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「中小型鋼船」とは、総トン数三千トン未満の鋼製の船舶をいう。

2 この法律において「中小型鋼船造船業」とは、主として中小型鋼船の製造又は修繕を行う事業をいう。

(合理化基本計画)

第三条 運輸大臣は、中小型鋼船の製造及び修繕に関する技術の向上及び生産費の低減を促進するた

め、海運造船合理化審議会の意見をきいて、中小型鋼船造船業について、合理化基本計画を定めなければならない。

2 合理化基本計画に定める事項は、次のとおりとする。

一 昭和三十八年度末における中小型鋼船造船業の合理化の目標

二 新たに設置すべき設備の種類及び数量並びにその設置に必要な資金に関する事項

三 小くす化、転用その他の方法により処理すべき設備に関する事項

四 前三号に定めるもののほか、技術の向上、能率の増進その他合理化に関する重要事項

3 運輸大臣は、第一項の規定により合理化基本計画を定めるときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

(合理化実施計画)

第四条 運輸大臣は、毎年、海運造船合理化審議会の意見をきいて、合理化基本計画を実施するため必要な合理化実施計画を定めなければならない。

2 前条第三項の規定は、前項の場合について準用する。

(計画の変更)

第五条 運輸大臣は、造船技術の著しい進歩又は中小型鋼船造船業に

おける生産条件その他経済事情の著しい変動のため特に必要があると認めるときは、海運造船合理化審議会の意見をきいて、合理化基本計画又は合理化実施計画を変更するものとする。

2 第三条第三項の規定は、前項の場合について準用する。

(資金のあつせん)

第六条 政府は、合理化実施計画に定める中小型鋼船造船業の合理化のための設備の設置に必要な資金のあつせんに努めるものとする。

(造船技術の向上のための基準等の公表)

第七条 運輸大臣は、造船技術審議会の意見をきいて、次に掲げる事項を定めて公表するものとする。

一 中小型鋼船造船業における設備及び工事の方法の基準に関する事項

二 中小型鋼船の製造及び修繕に従事する者の技術的能力の基準に関する事項

三 中小型鋼船の設計の基本に関する事項

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 モーターボート競走法(昭和二十六年法律第二百四十二号)の一

部を次のように改正する。

第一条、第二十二條第二項並びに第二十二條の四第三号、第四号及び第六号中「モーターボート」を「モーターボートその他の船舶」に改める。

3 この法律は、昭和三十九年三月三十一日限り、その効力を失う。

〔相澤重明君登壇、拍手〕

○相澤重明君 ただいま議題となりました中小型鋼船造船業合理化臨時措置法案につきまして、運輸委員会における審議の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず本法案の趣旨について申し上げますと、本法案は、中小造船所が、需要の不安定及び資本蓄積の乏しいため、大手造船所に比べてその施設及び技術が著しくおくれている現状にかんがみ、最近における東南アジア諸国に対する賠償の進展や、中小型船に対する輸出の引き合い等、需要の増加に対応して、船舶の性能の向上及び船価の低減をはかるために、その合理化を促進しようとするものであります。本法案は五カ年の臨時立法でありまして、その骨子とするところは次の通りであります。すなわち

第一点は、昭和三十八年度末における合理化目標等につきまして基本計画を定め、次に、毎年これを実施するた

昭和三十四年三月四日 参議院會議第十四号 中小型鋼船造船業合理化臨時措置法案 工場立地の調査等に関する法律案

め実施計画を定めて公表し、中小造船業合理化に関する政府の施策を明らかにすることであります。

第二点は、合理化実施計画達成のため、政府は所要資金のあつせんに努め、また技術向上のための基準を定めて公表し、中小造船業の合理化を促進することであります。なお、このため、三十四年度予算に標準船型設計委託費四百万円が計上されております。

第三点は、モーターボート競走法の一部を改正し、全国モーターボート競走会連合会に対する交付金を造船業の合理化に對し利用し得る道を開き、本法の目的達成の一助とすることであります。

この法律案につきましては、熱心な質疑が種々行われたのでありますが、取りまとめて申し上げますと、第一は、合理化計画案の構想に関する質疑でありまして、これに對し政府委員は、「合理化計画は海運造船合理化審議会に諮って決定し、その原案は、この審議会に小委員会を設け、そこで検討してもらう。合理化計画については、中小造船所の実態を明確にし、一方、中小造船所に対する需要の正確な把握に努め、もって合理化の基本資料としたが、合理化計画は、現在の事業規模においてその内容を充実させることに最大の眼目を置き、現在の中

小造船所の整理統合は考えていない」との趣旨の答弁がありました。第二は、合理化のための所要資金に関する質疑でありまして、政府委員は、「中小造船所の合理化所要資金は、五九年度で大体五十億円、本年度約十億を見込まれるが、その半額を開銀融資に待ち、他の半額については市中金融機関からの融資のあつせんに努めたい」と答弁いたしました。第三は、政府による融資あつせんの運用に関する質疑でありまして、政府委員は、「融資あつせんに當つては、市中金融機関との共同融資になるので、銀行側との意見の調整を要するが、ぜひ必要なものについては運輸省当局として強く推進したい。また小規模業者についても、その内容を充実させる方向で進みたい」と答弁いたしました。

その他、中小造船所の資本規模、経営状況、労務状況、中小型船に対する輸出等の需要見込み、並びにこれに関連して、賠償関係、鋼材価格の安定策、全国モーターボート競走会連合会の交付金利用期待額等について質疑が行われたのでありますが、その詳細は会議録に譲ることを御了承願いたいと存じます。

討論に入りましたところ、相澤委員及び松浦委員より、それぞれ、資金のあつせん等については公平に行い、い

やしくも中小造船所が政府の施策によつて脱落することとならないよう、十分考慮して本法を運用されたい趣旨の要望を付して、賛成意見が述べられました。かくて採決に入りましたところ、本法案は原案通り可決すべきものと全会一致をもつて決定いたしました次第であります。

以上御報告いたします。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本

案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致をもつて可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 日程第十二、工場立地の調査等に関する法律案(内閣提出)を議題といたします。

まず委員長の報告を求めます。商工委員長田畑金光君。

〔審査報告書は都合により第十七号末尾に掲載〕

工場立地の調査等に関する法律案

昭和三十四年二月七日
内閣総理大臣 岸 信介

工場立地の調査等に関する法律案

工場立地の調査等に関する法律案

工場立地の調査等に関する法律案

工場立地の調査等に関する法律案

地区内において製造業(物品の加工修理業を含む)、電気供給業又はガス供給業を営む者(以下「事業者」という。)に對し、その業務の状況について報告をさせることができる。

〔工場立地調査簿〕

第四條 通商産業大臣は、第二條第一項の調査及び前条の報告に基いて工場立地調査簿を作成し、事業者、工場又は事業場を設置しようとする者その他これを利用しようとする者の閲覧に供するものとする。

2 前項の工場立地調査簿には、前条の報告により知り得た事業者の秘密に属する事項を記載してはならない。

第五條 工場又は事業場を設置しようとする者は、通商産業大臣に對し、その工場又は事業場の立地に関する事項について、資料の提供又は助言を求めることが出来る。この場合において、通商産業大臣は、その所掌する事項に關し、必要な助言をするものとする。

第六條 通商産業省に、工場立地調査審議会を置く。

2 工場立地調査審議会(以下「審議会」という。)は、この法律によりその権限に属せられた事項を調査審議するほか、通商産業大臣の諮問に応じ、工場立地の調査に関する重要事項を調査審議する。

第七条 審議会は、委員十人以上以内で組織する。

2 委員は、工場立地に関し学識経験のある者のうちから、通商産業大臣が任命する。

3 委員の任期は、一年とする。

4 委員は、非常勤とする。

第八条 専門の事項を調査させるため、審議会に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係行政機関の職員及び工場立地に関し学識経験のある者のうちから、通商産業大臣が任命する。

3 前条第四項の規定は、専門委員に準用する。

第九条 審議会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

第十条 前四条に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、通商産業省令で定める。

(罰則)

第十一条 第三条の規定による報告

をせず、又は虚偽の報告をした者は、三万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科す

る。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

2 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項の表中

産業合理化審議会	産業合理化に関する重要事項を調査審議すること
工場立地調査審議会	工場立地の調査に関する重要事項を調査審議すること

に改める。

〔田畑金光君登壇、拍手〕

○田畑金光君 ただいま議題となりました工場立地の調査等に関する法律案につきまして、商工委員会における審査の経過並びに結果の概要を御報告いたします。

近年における工業生産の著しい増大と技術革新の目ざましい展開にもかかわらず、わが国においては新規工業地帯の造成と開発がおくれ、既成工業地帯に工場が過度に集中しておりますために、種々の看過し得ぬ問題が発生していることは、御承知の通りであります。かかる事態に対処するためには、必要なことは、わが国のすべての工場

第二に、調査結果の利用については、工場立地調査及び事業者よりの報告に基いて作成された工場立地調査簿を、一般の閲覧の用に供せしめることにより行うこととしておりますが、また、新たに工場を設置しようとする者は、通商産業大臣に対し、必要な助言を求めることもできるのであります。

第三に、通商産業大臣の諮問に応じ、調査地域の選定、調査方法、その他、工場立地調査に関する重要事項について調査審議するものとして、工場立地調査審議会を設置することを規定しております。

とあわせて、全国的視野に立つ工場立地適正化のための計画を樹立し、新工業地帯の開発造成をはかるため一段と強力なる施策を講ずるとともに、企業の立地指導に当っては中小企業に対しても適切な配慮を加え、立地の適正化を期するより格段の努力をなすべきである。

というのであります。

次いで、小幡委員からも、本法案及び附帯決議案について賛意が表明されました。

以上が本法律案の概要であります。当委員会における審査の際に問題となりましたおもな点は、実際の工場立地調査の内容とその方法、通商産業大臣の助言の性格とその範囲、欧米における工業立地問題とその対策、中小工業のための工場立地施策、将来の工場地帯造成事業への見通し等の問題であります。その詳細は会議録に譲ることをお認め願いたいと存じます。

討論を終り、採決いたしましたところ、本法律案は全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。なお、栗山委員から提案されました附帯決議案も、これまた全会一致をもって原案通り本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上御報告を終わります。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よって本案は全会一致をもって可決せられました。

その附帯決議案は、わが国経済における工業化の進展にかんがみ、政府は、本法の施行

昭和三十四年三月四日 参議院會議録第十四号 議程の件

○議長(松野鶴平君) この際、お諮りいたします。岡田宗司君、佐多忠隆君、曾益益君から、いずれも海外旅行のため、明日から十一日間議席の申し出がございました。いずれも許可することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。よつていずれも許可することに決しました。

次会の議事日程は、決定次第、公報をもつて御通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前十一時九分散会

○本日の会議に付した案件

- 一、日程第一 消防法の一部を改正する法律案
- 一、日程第二 農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案
- 一、日程第三 開拓融資保証法の一部を改正する法律案
- 一、日程第四 森林開発公団法の一部を改正する法律案
- 一、日程第五 企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法の一部を改正する法律案
- 一、日程第六 株式会社法の再評価積

立金の資本組入に関する法律の一部を改正する法律案

一、日程第七 昭和三十三年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律案

一、日程第八 酒税法の一部を改正する法律案

一、日程第九 在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案

一、日程第十 社会福祉事業法の一部を改正する法律案

一、日程第十一 中小型船舶造船業合理化臨時措置法案

一、日程第十二 工場立地の調査等に関する法律案

一、議席の件

出席者は左の通り。

議長 松野 鶴平君

副議長 平井 太郎君

議員

佐藤 尚武君 山本 利寿君

手島 栄君 成田 一郎君

加藤 正人君 松平 勇雄君

森 入三三君 松岡 平市君

田中 啓一君 西川 甚五郎君

藤野 繁雄君 豊田 雅孝君

新谷 寅三郎君 木内 四郎君

紅 龍 三君 杉山 昌作君

後藤 文夫君 村上 義一君

石黒 忠篤君 本多 市郎君

鶴見 祐輔君 笹森 順造君

仲原 善一君 西田 信一君

堀本 宜實君 鈴木 万平君

稲浦 龍藏君 吉江 勝保君

塩見 俊二君 江藤 智君

三木 與吉郎君 青柳 秀夫君

川口 爲之助君 後藤 義隆君

館 哲二君 山本 米治君

神原 亨君 田中 茂雄君

有馬 英二君 大谷 豊潤君

苦米 地英俊君 近藤 鶴代君

小柳 牧衛君 斎藤 昇君

小山 邦太郎君 木暮 武太夫君

石坂 豊一君 廣瀬 久忠君

植竹 春彦君 草葉 隆圓君

高橋 進太郎君 大野 秀次郎君

川村 松助君 黒川 武雄君

野村 吉三郎君 松村 秀逸君

石井 桂君 木島 虎藏君

佐藤 清一郎君 柴田 栄君

大沢 雄一君 平島 敏夫君

大川 光三君 勝俣 稔君

中野 文門君 重政 庸徳君

西岡 ハル君 土田 國太郎君

前田 佳都男君 伊能 芳雄君

古池 信三君 迫水 久常君

小澤 久太郎君 小橋 治和君

関根 久蔵君 野本 品吉君

秋山 俊一郎君 梶原 茂雄君

上原 正吉君 安井 謙君

伊能 繁次郎君 岩沢 忠恭君

杉原 荒太君 下條 康慶君

吉野 信次君 郡 祐一君

堀本 鍾三君 木村 篤太郎君

泉山 三六君 林屋 龜次郎君

佐野 廣君 高橋 衛君

鈴木 強君 坂本 昭君

相澤 重明君 松永 忠二君

大矢 正君 鈴木 壽君

大河 原一 次君 久保 等君

木下 友敬君 平林 剛君

横川 正市君 阿具 根 登君

伊藤 顯道君 矢崎 三義君

相馬 助治君 小笠原 三三男君

江田 三郎君 天田 勝正君

荒太 正三郎君 小林 孝平君

清澤 俊英君 棚橋 小虎君

栗山 良夫君 羽生 三七君

藤田 藤太郎君 中村 正雄君

市川 房枝君 八木 幸吉君

岩間 正男君 長谷部 ひろ君

大竹 平八郎君 占部 秀男君

北村 暢君 北條 尚八君

光村 基助君 秋山 長造君

田畑 金光君 小酒 井義男君

戸叶 武君 上條 愛一君

河合 義一君 片岡 文重君

阿部 竹松君 島 清君

東 隆君 松浦 清一君

重盛 壽治君 田中 一君

佐多 忠隆君 椿 繁夫君

千葉 信君 内村 清次君

山田 節男君 三木 治朗君

國務大臣

内閣総理大臣 岸 信介君

厚生大臣 坂田 道太君

農林大臣 三浦 一雄君

通商産業大臣 高橋 達之助君

運輸大臣 永野 護君

國務大臣 青木 正君

國務大臣 伊能 繁次郎君

政府委員

内閣官房長官 赤城 宗徳君

内閣官房副長官 鈴木 俊一君

国家消防本部長 鈴木 琢二君

外務政務次官 竹内 俊吉君

大蔵政務次官 佐野 廣君

厚生省社会局長 安田 巖君

運輸省船舶局長 山下 正雄君

〔参照〕
三月二日議長において、左の通り議席を変更した。

三	林田 正治君
五	柴野和喜夫君
五二	松野 孝一君
五四	後藤 義隆君
六八	大川 光三君
一一二	勝俣 稔君
一一三	
一五九	
一六〇	

参議院會議録第十三号中正誤

八〇段 行 誤 正

一八三 二 三 〇山中茂穂 〇田中茂穂 君

一九二 二 四 藤屋 解雇

一九五 二 五 川崎公使 河崎公使

一九五 二 七 川崎君 河崎君

一九五 二 七 川崎代表 河崎代表

一九一 三 第三十号 第三十条

昭和三十四年三月四日 参議院會議録第十四号

昭和三十四年三月四日 参議院會議録第十四号

二四二

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定價 一部 十五円
(但し良質紙は二十円)
(郵送料別)

発行所

東京都新宿区市谷本村町一五
大蔵省印刷局
電話九段四三二一(長谷川)